

NPO法人全日本美術家作品保管協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人全日本美術家作品保管協会という。略称を「NPO 法人アート保管協会」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県小美玉市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、美術家の作品及び関係資料の散逸、埋没、滅失を防ぎ、恒久的修復・保存する世界初の事業を基礎に、地域へのインバウンド効果をもたらすとともに、美術作品の修復等の新規事業も起こし、また全国はもとより海外でも公開・展示する事業を視野に、一般市民や芸術・美術を目指す人々等に対して、作品を1点でも多く、広く、飾って貰い、見て貰い、失われることが危惧される芸術・美術の日本文化への貢献を図り、当該作家の功績を称えることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 受け入れ事業
- (2) 保管事業
- (3) 保存事業
- (4) 展示事業
- (5) 貸出し事業
- (6) 販売事業
- (7) 交流事業
- (8) 情報収集、調査、研究等の委託事業
- (9) 著作権管理事業
- (10) 広報事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

- ① 契約会員 この法人の目的に賛同して入会し、直接保管契約をした作家又は配偶者及び家族（同世帯内の2親等以内の親族）
- ② 普通会員 この法人の目的、事業に賛同し、当法人が定める年会費を納入した個人及び団体
- ③ 学生会員 この法人の目的、事業に賛同し、当法人が定める年会費を納入した中高等学校の生徒、大学・大専科・高等専門学校 of 学生及び大学院の院生

④名誉会員 この法人に対して特に功績があると総会の議決をもって推薦された個人及び団体、又は一定額以上若しくは同程度の物品を寄付する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的、事業に賛同し入会・登録するが、運営・実行には直接関与せず、入会金・賛助会費によって組織を支援する個人及び団体

(3) 団体会員 この法人の目的、事業に賛同し、保管作品の展示、広告・宣伝、販売等に協力する団体

(4) 外国会員 この法人の目的、事業に賛同し、当法人が定める年会費を納入した日本国籍以外の個人又は団体

(入会)

第7条 会員（前条第1号④名誉会員を除く）として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める「会費に関する規程」に基づく入会金及び会費を納入しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第9条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 基金

(募集)

第12条 この法人の目的、事業に賛同する個人、団体からの一定額以上の基金を申し受けることができる。

(返還)

第13条 基金は、その理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員

(種別、定数及び選任等)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人までを副理事長とする。この他に名誉理事長及び顧問を置くことができる。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

5 名誉理事長は、理事会の推薦に基づき総会で正会員総数の過半数の賛同を得なければならない。

6 顧問は、理事会の推薦に基づき理事長が任命する。

7 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは二親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び二親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになって

はならない。

8 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 名誉理事長は、この法人の運営又は事業に関する重要事項について、必要があると認められるときは、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

6 顧問は、次に掲げる職務を行う

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

(3) 前 2 項の規定にかかわらず、当法人の発展に寄与すると思われる意見があれば、理事長に対して任意に述べること。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 会員の除名
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (8) 事業報告及び活動決算
- (9) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）によって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 7 項第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の規定による場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、理事長が行う。

- 2 理事長が欠席の場合は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール等）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員の現在数及び出席した正会員の数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事長及び副理事長の選任、名誉理事長及び顧問の推薦
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）によって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第 15 条第 7 項第 5 号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 5 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法（電子メール等）をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 3 5 条、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面又は電磁的方法による表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印又は記名押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 基金
- (4) 寄附金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第42条 この法人の経費は、この法人の資産をもって支弁する。

（会計の原則）

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。またこれを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）

第46条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第47条 第45条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第48条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（長期借入金）

第49条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

（事業年度）

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第52条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益費用に関する帳簿及び証拠書類

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 前項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定により解散を除く。）したときの残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(公告)

第57条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 吉澤 春峰 小美玉市野田 1404 番地 1
副理事長 飛澤 行雄 かすみがうら市下稲吉 3950 番地 88
理事 大和田 裕人 小美玉市小岩戸 1677 番地
荻沼 まさ子 小美玉市飯前 1466 番地
加藤 史頼 小美玉市部室 1199 番地 1
監事 小島 智真 小美玉市下吉影 631 番地
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から翌年 2019 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から翌年 2019 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

種 別	入会金	年会費
(1)正会員		
①契約会員	2,000 円	12,000 円
②普通会員	1,000 円	5,000 円
③学生会員	免除	3,000 円
④名誉会員	功績が認められた場合は入会金及び会費を免除するが、寄付金は申し受ける。	
(2)賛助会員	10,000 円	50,000 円
(3)団体会員	50,000 円	100,000 円
(4)外国会員	5,000 円	30,000 円

年会費は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間分として、途中の入会の場合は月割り計算とする。

これは、当法人の定款である。

茨城県小美玉市野田 1 4 0 4 番地 1
NPO 法人全日本美術家作品保管協会

理 事 長 吉 澤 春 峰